

## 受講対象となる

# 危険行為

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 4 通行区分違反
- 5 路側帯における通行方法違反
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反

自転車も  
交通ルールを  
守らなければ  
なりません!



上記以外にも法令違反があった場合には、  
交通違反として指導取締り等を受ける  
ことがあります。

## 自転車運転者講習制度が施行

(平成27年6月1日)

自転車乗用中に信号無視等の危険行為を行い、  
交通違反による取締り または 交通事故 で  
**3年以内に2回以上摘発された場合**

※刑事罰の対象となる14歳以上 ※県内・県外を問わない

## 公安委員会の受講命令

3か月以内の指定された期間内

自転車運転者  
講習を受講

受講場所:警察本部等  
受講時間:3時間  
受講手数料:5,700円

受講命令に  
従わなかった場合

**5万円以下の罰金**

## 〈自転車損害保険〉…事故に備えを

自転車でも交通事故を起こせば、損害賠償など民事上の責任を問われることがあります。万が一の事故に備えて、保険に加入しましょう。

また、自転車安全整備店で購入、点検整備をした自転車に貼られるTSマークには、1年間有効の付帯保険があります。年に1回点検整備を受けましょう。



安心・安全の  
TSマーク

歌って覚える  
自転車安全利用五則

歌:すたーふらわー

「5Song」



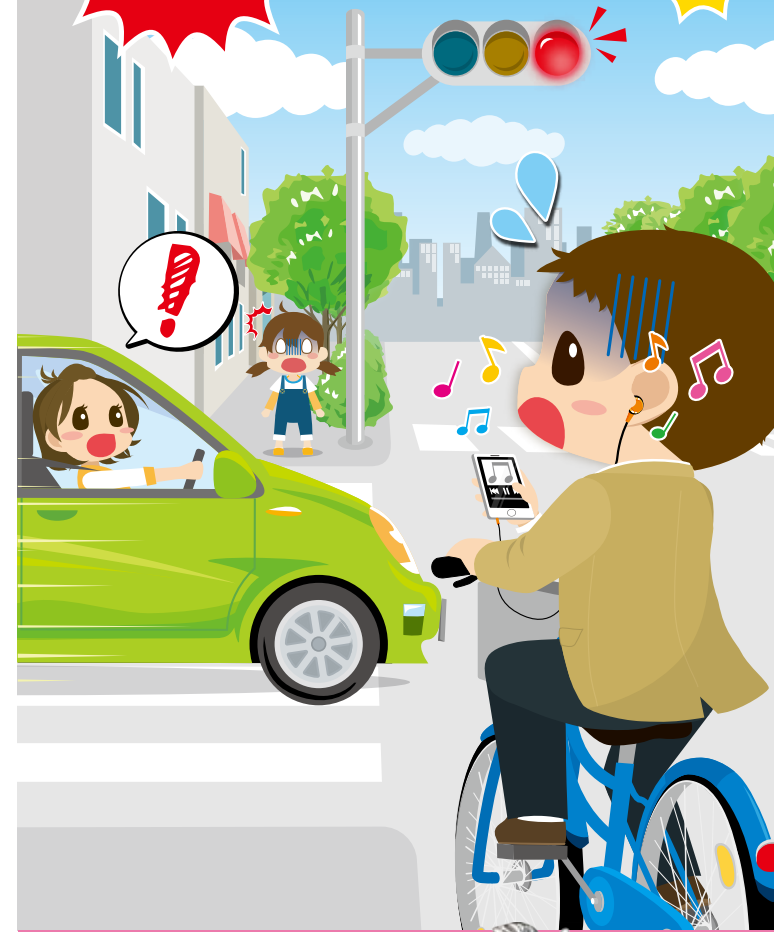
埼玉県警察  
ホームページ  
で動画を  
公開中!



今すぐ  
チェック!

[www.police.pref.saitama.lg.jp/](http://www.police.pref.saitama.lg.jp/)

# ルールを守って 安全運転



## 埼玉県警察

- 一般財団法人 埼玉県交通安全協会
- 一般財団法人 埼玉県交通教育協会
- 一般社団法人 埼玉県指定自動車教習所協会
- 一般社団法人 埼玉県安全運転管理者協会



# しっかり守ろう!! 自転車安全利用五則

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

## 2 車道は左側を通行

車道の左端に沿って走りましょう。

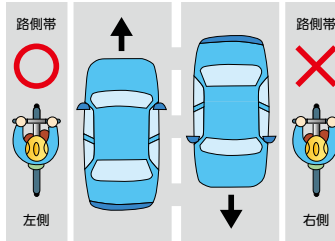
## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止をしなければなりません。

普通自転車の運転者が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

## 路側帯の通行



自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

※道路交通法17条の2

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

## 4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。

夜間はライトを点灯

自転車の側面にも、反射材を付けましょう。

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号機を守り、交差点では一時停止をして、左右の安全を確認しましょう。

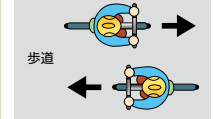
## 5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児に自転車を運転させるときや、補助いす等で幼児を自転車に同乗させるときは、ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

傘さし運転等は禁止

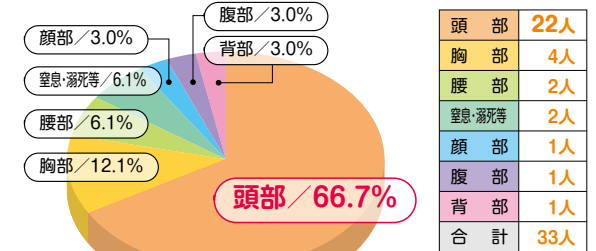
傘さしや、イヤホンの使用、携帯電話の使用も禁止されています。危険ですからやめましょう。

歩道の中で、自転車同士がすれ違う場合はお互いを右に見てすれ違えます。



## 自転車用ヘルメットを着用しましょう

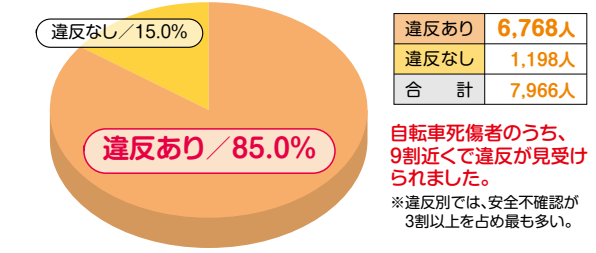
損傷部位別自転車死者数 (平成28年中)



頭部負傷により亡くなった方が6割以上を占めています。

## 交通ルールを守りましょう

違反別自転車死傷者数 (平成28年中)



自転車死傷者のうち、9割近くで違反が見受けられました。

※違反別では、安全不確認が3割以上を占め最も多い。

## 自転車の主な禁止事項

無灯火運転

道路交通法第52条第1項

罰則 5万円以下の罰金 (過失も同じ)

二人乗り運転

道路交通法第57条第2項

罰則 2万円以下の罰金又は料

※都道府県により異なる場合があります。  
※幼児二人同乗用自転車、道路交通法施行細則(第8条第1号ア)を除く。

並進通行

道路交通法第19条

罰則 2万円以下の罰金又は料

携帯電話等の使用運転

道路交通法施行細則第10条第6号

罰則 5万円以下の罰金

イヤホン等の使用運転

道路交通法施行細則第10条第7号

罰則 5万円以下の罰金

傘さし運転

道路交通法施行細則第10条第4号

罰則 5万円以下の罰金